

青森県報

第三千七十七号

平成二十一年
四月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

臨時の職業訓練の施行

(労政・能力
開発課) 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告
都市計画公聴会の開催

(県民生活
文化課) 三
(都市計画課) 四

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任
土地改良事業の工事の完了

(東青地
民局) 五
(同) 五

公安委員会

機械警備業務管理者講習の実施

(生活安全
企画課) 六

告

示

青森県告示第三百七号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	・普通職業訓練 ・短期職業課程	公共職業安定所に求職申込みを行う者 職業上の不安定者 職業長の受託者 講師の受け推し	OAビジネスクラス OA販売実務科 介護福祉士 医療事務 総合IT科 介護福祉科 ネットビジネス基礎科 ネットビジネス基礎科 介護福祉科 介護福祉科 介護福祉科 介護福祉科 OA事務科 ビジネス養成科 医療事務科 ICT科	三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月 三月	20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 15人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人 20人
青森県立弘前高等技術専門学校					

ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科	ネス 科
三月	三月	三月	三月	二月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	二月	三月	三月
二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人

青森県立弘前高等技術 専門学校	青森県立青森高等技術 専門学校	青森県立むつ高等技術 専門学校	青森県立八戸工科学院
--------------------	--------------------	--------------------	------------

安公 定共 所職 長業	あ つ 職 者 で	求 職 者 の	概 ね 四 十	み を 申 す 十	求 職 申 込 に	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業	安公 定共 所職 長業
実務 科	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ	リ 工 イ タ
四月	四月	四月	二月	二月	六月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
一五人	一五人	一五人	二〇人	一五人	二〇人	一〇人	二〇人	一〇人	二〇人	一〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	一五人

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県ふるさとづくりプラットフォーム機構

三 代表者の氏名

佐藤 覺治

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目六の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、コミュニティ及びふるさとづくり活動団体等とのネットワークを密にしながら情報提供や活動交流を行い、市民・企業・行政が協働して地域文化の向上に取り組める環境を構築することにより、市民が自らの意思とアイデアで地域の活性化に取り組めるような社会が醸成され、心豊かなふるさとづくりに寄与することを目的とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十一年五月二十二日 午後二時から

二 開催の場所

むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館

三 案件

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ

ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、むつ市区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十一年五月十五日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

むつ市建設部都市計画課 むつ市金谷一丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

むつ都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・4・5号柳町桜木町線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	延長	構造形式	車線の数	幅員	造	備考
	番号	路線名	起 点	終 点							
幹線街路	3・4・5	柳町桜木町線	むつ市柳町三丁目	むつ市桜木町	むつ市山田町	約1,150m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差10箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案し、一部線形の変更を行い、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県国土整備部都市計画課、むつ市建設部都市計画課
- 2 閲覧期間
平成二十一年四月三十日から同年五月十五日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十七日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

区役員の別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	山口 昭弘	青森市大字小橋字田川四三	平成二〇・四・一就任
"	土岐 富和	大字左堰字野田二二	"
"	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	"
"	相馬 重義	大字左堰字大科五	"
"	矢野 均	大字小橋字福田一一	"
"	菊池 清昭	大字左堰字野田一三の一	"
監事	山口喜兵衛	大字小橋字千鳥一一	"
"	長谷 一雄	大字左堰字大科五〇の一	"
理事	山口 昭弘	大字小橋字田川四三	三・三・三退任
"	矢野 孝治	" 字福田一七	"
"	相馬 重義	大字左堰字大科五	"
"	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	"
"	土岐 富和	大字左堰字野田二二	"
監事	長谷 司	" 三七	"
"	山口喜兵衛	大字小橋字千鳥一一	"

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十七日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

地区名	浪岡	浪岡	浪岡
県営土地改良事業の名称	農村振興総合整備事業（農道整備）	〃 （農業用排水施設整備）	〃
工事完了年月日	平成三・三・三〇	三・三・三〇	三・三・三〇

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する同規則第二条の規定により公示する。

平成二十一年四月二十七日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 実施期間及び実施時間

平成二十一年六月二十三日（火）から同月二十六日（金）までの四日間の午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

十九人（予定）

四 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年五月十八日（月）から同月二十二日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽正

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉をはり付けること。）一通

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
-

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭